

第3節 分野別の施策の実施の状況

1 就業・所得

- 少子高齢化の急速な進行等を踏まえ、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。）により、平成18年4月から、年金の支給開始年齢までは働き続けることができるようにするため、男性の年金の支給開始年齢の引上げに合わせ、平成25年度までに、65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）を講ずることが事業主に対し義務付けられている。
- 公共職業安定所においては、事業主に対して、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の指導を行い、その際は、都道府県雇用開発協会の高年齢者雇用アドバイザーが同行又はフォローアップ相談を行うなど、各都道府県労働局と同協会とが密接な連携を図り、指導・援助等を実施している。
- 世帯主など特に再就職の緊急性が高い中高年齢者について、試行雇用を通じて常用雇用への移行を図ることを目的とした中高年齢者試行雇用奨励金により支援を実施しており、平成20年度一次補正予算において、同奨励金の対象者に新たに65歳以上の高年齢者を追加したほか、特定求職者雇用開発助成金の対象者を拡大し、65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により1年以上継続して雇用する事業主に対して助成する高年齢者雇用開発特別奨励金を創設した。
- 年齢にかかわらず働ける社会を実現するため、「70歳まで働ける企業」推進プロジェクトを実施した。シンポジウムやセミナーを開催して先進的企業の取組内容等を紹介するとともに、70歳雇用支援アドバイザーによる人事処遇制度等の見直しに対する個別相談・援助を実施したほか、地域の事業主団体等に委託し、70歳までの一層の雇用に向けた取組を行い、意欲と能力がある限り70歳まで働ける雇用機会の確保に向けた環境整備等を進めている。
- 65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入等を行う中小企業事業主、70歳以上まで働くことができる新たな職域を開拓するモデル的な取組を行う事業主等に対して定年引上げ等奨励金を支給することにより、65歳までの雇用機会の確保及び「70歳まで働ける企業」の普及促進を図っている。
- パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を内容とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第72号）が、20年4月から施行され、改正法の着実な実施のため、幅広く啓発等を行うとともに、事業主に対する指導等を行っている。また、パートタイム労働者の均衡待遇等に取り組む事業主や中小企業事業主団体を支援するため助成金を支給している。
- 平成20年度においては、年金制度の長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするとともに、将来的な給付水準（現役世代の手取り収入の50%）を確保し、

国民の年金制度への信頼確保を図る観点から、21年度からの基礎年金国庫負担割合2分の1を実現するため、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出した。

- 社会保険庁改革については、平成19年6月に「日本年金機構法（平成19年法律第109号）」が成立し、社会保険庁は廃止され、22年1月、新たに非公務員型の公法人である日本年金機構を設立することとなっている。
- 平成20年7月には、日本年金機構の業務の外部委託推進や職員採用についての基本的考え方等を示した「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」が閣議決定され、これを踏まえ、厚生労働大臣が任命した設立委員が日本年金機構の職員の採用基準等を定めるなど、その設立に向けた準備を鋭意進めてきたところである。
- 年金記録問題については、平成19年7月5日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」等に基づき、20年10月までにすべての受給者及び加入者に対し「ねんきん特別便」の送付を終えるなど着実に対応を進めている。
- 確定拠出年金については、平成21年度税制改正の要綱において、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の全額を所得控除の対象とするとともに、確定拠出年金の拠出限度額を引き上げることとされ、第171回国会に「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を提出した。

2 健康・福祉

- 生涯にわたる健康づくりを推進するために、平成12年から、9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しており、14年には、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、「健康増進法」（平成14年法律第103号）が制定され、15年5月に施行された。また、19年4月に公表した「健康日本21」の中間評価の結果を踏まえ、代表目標項目や新規目標項目を設定するとともに、20年度からは「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど、生活習慣病対策の一層の推進を図っている。
- 一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したため、このような不正事案を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方について見直すことを内容とした「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」（平成20年法律第42号）が20年5月に成立したところである。
- 近年の介護サービスを巡っては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあり、第169回国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律」（平成20年法律第44号）が成立したことを踏まえ、20年10月30日に発表された「生活対策」においては、プラス3.0%の介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する等の措置を講じることとした。

- 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントといった機能を担う地域の中核機関として、平成18年4月以降、地域包括支援センターの設置を進めており、20年4月末時点で3,976カ所と、全ての市町村において設置されている。
- 今後の認知症対策をさらに効果的に推進し、「たとえ認知症になっても安心して生活できる社会を早期に構築する」ことが必要との認識の下、「認知症の医療と生活の質を高める緊急プロジェクト」を設置し、提言を取りまとめた。
- 「認知症サポーター100万人キャラバン」については、20年12月末までにサポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトを28,514名、サポーターについては、694,854名養成した。
- 介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者及びその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障害者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する日を設定することとし、一般の意見公募による結果を踏まえ、11月11日を「介護の日」とした。「介護の日」に合わせ、「介護の日」ホームページの開設やポスターの配付等を行うとともに、都道府県・市区町村、介護事業者、関係機関・団体等による広報・啓発活動やイベント等が行われた。
- 都市部を中心に、地域から孤立した高齢者などの死亡が社会問題となっている状況を踏まえ、平成20年3月に取りまとめられた「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」の提言や、各モデル地域の事例等の周知を行うとともに、地域福祉等推進特別支援事業において、高齢者等の孤立死防止対策を含め、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取り組みを行う自治体等への支援を行った。
- 新たな高齢者医療制度の施行に当たり、高齢者の置かれている状況に配慮し、きめ細かな対応を図る観点から、平成20年度においては、70歳から74歳までの方の自己負担割合の1割から2割への引き上げを凍結するとともに、被用者保険の被扶養者であった方の保険料徴収について半年間凍結し、残りの半年間9割軽減する措置を講じた。
- 高齢者医療制度の更なる定着を図るために、制度の趣旨、内容等について改めて周知・広報を行うとともに、低所得者に対する更なる負担軽減策として、平成20年度は保険料の均等割額の7割軽減の対象者について一律8.5割軽減とし、所得割額を負担する方のうち所得の低い方について、所得割額を5割軽減とすることとした。さらに、保険料の納付方法についても、21年度から、市町村が認める全ての方について、口座振替と年金からの支払いとの選択を可能とした。
- 長寿医療制度の定着に向けた取組の一方で、高齢者にも納得していただけるよう制度を改めることが必要との観点から、有識者の方々に幅広い議論をしていただくため、平成20年9月から厚生労働大臣の下で、「高齢者医療制度に関する検討会」を開催し、平成21年3月にそれまでの議論を整理した取りまとめが行われたところである。

3 学習・社会参加

- 高齢者自身が社会における役割を見いだし、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう、各種社会環境の条件整備に努めることが重要になっている。このため、地域において、社会参加活動を総合的に実施している老人クラブに対し助成を行い、その振興を図っている。
- 高齢者が自らその能力を発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めていくため、都道府県及び市町村が行う高齢者の社会活動の啓発普及、高齢者の生きがいと健康づくり活動への支援等を行っている。さらに平成20年10月には全国健康福祉祭(ねんりんピック)を鹿児島県で開催した。
- 高齢者や団塊世代等が、これまで職業や学習を通じて培った経験をいかして、学校や地域社会で活躍できるよう、「教育サポーター」制度の実践結果の普及・定着を図っている。
- すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、高齢者等の幅広い世代の地域住民の参画を得て、様々な体験活動や交流活動等の機会を提供する取組を放課後子ども教室推進事業(放課後子どもプラン)として全国の小学校区で推進している。
- 平成20年6月に取りまとめた、アジアにおける持続可能な社会を構築するための「クリーンアジア・イニシアティブ」において、我が国の公害対策の第一線で活躍してきた団塊世代の人材の活用による途上国の環境状況の把握と対策がアジア諸国支援策の柱の一つとして位置づけられたところである。

4 生活環境

- 民間賃貸住宅においては、家賃滞納等への不安から高齢者の入居が敬遠される事例が見られることから、高齢者居住法に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度や、高齢者居住支援センターにおいて登録された賃貸住宅(登録住宅)に入居する高齢者世帯に対する家賃債務保証制度を行うことにより、高齢者の居住の安定確保を図っている。
- 都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対して、新規賃貸住宅募集時の当選倍率優遇の拡充、既存賃貸住宅募集時の優先申込期間の新設をするとともに、1階又はエレベーター停止階への住宅変更を認めるなどの措置を行っている。
- 住宅のバリアフリー改修の促進を図るため、高齢者等が居住する住宅において一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、所得税や固定資産税を軽減する特例措置を講じている。
- 住宅金融支援機構においては、加齢対応構造等を有する住宅への改良に対して行う融資について、元金の返済は死亡時に一括償還とすることができる高齢者向け返済特例制度を設けている。また、証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、バリアフリー性能等が特に高い住宅に係る金利引下げを行っている。
- 高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進する必要がある。このため、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進し、地域全体を面

- 的に整備している。
- 平成20年度に創設された「都市公園バリアフリー化緊急支援事業」の活用によって、より一層の都市公園のバリアフリー化が促進されている。
 - 大規模な公共賃貸住宅の建て替えに際して、社会福祉施設等の併設を原則化しているほか、平成20年度からは公共賃貸住宅団地等を地域の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトに取り組んでいる。また、高齢者等が利用する社会福祉施設を中心に市街地等の利用しやすい場所に適正に配置するため、市街地再開発事業等において社会福祉施設等を一体的に整備する場合、補助の上乗せを行っている。
 - 高齢運転者対策として、運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、運転免許証の更新期間が満了する日前6月以内に、講習予備検査（認知機能検査）を受けなければならないこととする「道路交通法の一部を改正する法律」（平成19年法律第90号）が21年6月に施行されることから、講習予備検査を円滑に実施するとともに、講習予備検査の結果に基づいた高齢者講習の充実を図るため、所要の準備を進めている。
 - 高齢者の被害が多いいわゆるオレオレ詐欺や還付金等詐欺を始めとする振り込め詐欺・恐喝については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号）等のあらゆる法令を活用するなどして、その取締活動を強化するとともに、高齢者等の被害者層に焦点を絞った広報啓発活動や、金融機関等の関係機関・団体と連携したATM設置場所における声掛け等の官民一体となった予防活動を推進している。
 - 消費生活相談等の現場でキャッチした警戒を要する悪質商法等についての情報を高齢者等に接している周りの人々へ迅速に届け、高齢者等に対し注意喚起を行ってもらうために、メールマガジン「見守り新鮮情報」の発行を行っている。
 - 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）に基づき、平成19年度における市町村及び都道府県の対応状況等について取りまとめた「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」を公表し、当該調査結果等を踏まえ、法の適切かつ円滑な運営を確保するための留意事項等を都道府県等に改めて周知した。
 - 法務局・地方法務局の常設の人権相談所等において、高齢者の人権相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を開始し、その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、その排除や再発防止のための事案に応じた適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努めた。また、高齢者施設等の社会福祉施設において入所者及び家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして人権相談体制を強化した。
 - 「水産基本法」（平成13年法律第89号）に基づき策定された「水産基本計画」（平成19年3月閣議決定）を踏まえ、高齢者に配慮した施設整備を推進しつつ、高齢者の技術と能力を生かした水産関係活動を促進した。

5 調査研究等の推進

- また、平成19年3月に策定した「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、中核病院・拠点医療機関を選定し医療機関の体制を整備する等治験・臨床研究の推進に係る取組を開始した。
- 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づく「福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針」（平成5年厚生省、通商産業省告示第4号）に沿って、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や研究開発を行うために必要な情報の収集・分析及び提供を実施している。
- 高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行っている。また、高齢者等を含めた誰もがICTを容易に利用できる環境の整備を推進するための調査研究を実施した。
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構において、高齢者の使いやすい製品の普及、消費者の価値観の多様化等に対応した市場形成の観点から、関係機関と連携を図り、福祉分野におけるJIS等の国家標準の整備を図った。また、企業等における製品設計などの際に考慮すべき、安全・安心に係る動態、感覚等の基本人間特性に関わるデータについて、充実・更新を行うとともに、企業等におけるデータ収集・分析を促進する観点から、収集等に必要計測手法の標準化を行った。